

国と地方の協議の場（平成 24 年度第 2 回）
における協議の概要に関する報告書

平成 24 年 12 月

国と地方の協議の場に関する法律（平成 23 年法律第 38 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、この報告書を国会に提出する。

国と地方の協議の場（平成 24 年度第 2 回）における協議の概要

1 開催日時

平成 24 年 11 月 8 日（木） 19：09～20：10

2 場所

内閣総理大臣官邸 4 階大会議室

3 出席者

内閣総理大臣 野田 佳彦（冒頭挨拶）

副総理・内閣府特命担当大臣（行政刷新） 岡田 克也

内閣官房長官 藤村 修（議長）

総務大臣・内閣府特命担当大臣（地域主権推進） 樽床 伸二（議長代行）

財務大臣 城島 光力

国家戦略担当大臣 前原 誠司

全国知事会会長 山田 啓二（副議長）

全国都道府県議会議長会副会長 喜多 龍一

全国市長会会長 森 民夫

全国市議会議長会会長 関谷 博

全国町村会会長 藤原 忠彦

全国町村議会議長会会長 高橋 正

内閣官房副長官 芝 博一（陪席）

内閣官房副長官 竹歳 誠（陪席）

内閣府副大臣 大島 敦（陪席）

内閣府大臣政務官 稲見 哲男（陪席）

4 協議の概要

（1）協議事項

- 平成 25 年度予算概算要求について
- 地域主権推進大綱について
- 地方公務員制度改革について

（2）協議が調った事項

なし

(3) (2) 以外の事項

○平成 25 年度予算概算要求について

地方側議員より、意見表明がなされ、国側議員より、今後とも地方の意見をしっかりと受けとめていきたいとの意見表明がなされた。

○地域主権推進大綱について

樽床内閣府特命担当大臣（地域主権推進）より、内閣府でとりまとめた地域主権推進大綱（素案）についての説明がなされ、それを受けて国側議員及び地方側議員より意見表明がなされた。

○地方公務員制度改革について

樽床総務大臣より、地方公務員制度改革についての説明がなされ、それを受けて地方側議員より、拙速な法案化は問題であり、分科会を設置して議論すべきとの意見表明がなされた。最後に、議長である官房長官から、担当の総務大臣が引き続き調整を行う旨の取りまとめがなされた。

(4) 協議内容

○挨拶等

(稲見内閣府大臣政務官) ただ今から「国と地方の協議の場」を開催する。

本日の協議事項は、「平成 25 年度予算概算要求について」、「地域主権推進大綱について」及び「地方公務員制度改革について」である。

(野田内閣総理大臣) この「国と地方の協議の場」については、法制化後、分科会も合わせて都合 13 回開催した。運用の実績を着実に積み重ねてきた。

本日も対等の立場で対話を行うパートナーとして、地方自治に影響を及ぼす国の政策について、地方の皆様方と協議を行いたい。

先ほど稲見内閣府大臣政務官からもお話があったが、本日は 3 つのテーマについて御協議いただく。まず、「平成 25 年度予算概算要求について」は、住民に身近なサービスを提供する地方の立場からの忌憚^{たん}のない御意見を承りたい。また、「地域主権推進大綱について」は、前回の国と地方の協議の場で皆様から幅広い御意見を頂戴したところである。本日は、大綱の素案を基に、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるようにするための仕組みづくりについて議論を深めていきたい。さらに、「地方公務員制度改革について」も御意見をお伺いできればと考えている。

本日の協議では、皆様からの多くの御意見を頂き、実りあるものとなる

ことを期待しているので、よろしく願います。

(山田全国知事会会長) 本日は、国会開会中という多忙な時期にもかかわらず、こうして協議の場に野田内閣総理大臣に御臨席いただき、まずお礼を申し上げたい。

先日、政府主催の知事会議においても、本当に我々の心に染み入る丁寧なお答えを頂いて、改めてお礼を申し上げたい。その中で一番懸念事項であった特例公債法案についても、今日審議入りということであり、改めて御尽力に対してお礼を申し上げたい。後は成立に向けて、よろしく願いを申し上げる。

実は、我々がその中でも申し上げたいのは、今、地方においては、経済状況、雇用状況について不安感が大変増しているということである。特にこの夏ぐらいから、景況感が大変悪化しており、それが地域に暗い影を落としている。平成 25 年度の予算について、今日は協議項目であるが、こういう時こそ国と地方が両輪となって経済を復活させ、そして多くの人たちが希望を持てる国づくりへと歩まなければならない。その観点から、どうか地方の財源について、我々がしっかりと動けるように、またお骨折りいただきたい。

地域主権改革についても、この前の所信表明演説において、一丁目一番地の政策であるというお言葉を頂いた。地域主権によってこの国を活性化させていくという共通の思いを、この場においても確認しながら進めさせていきたい。

他にもいろいろな課題があるが、国との協議を通じて、地方も責任を果たしていく覚悟であるので、総理もまた御指導、御尽力のほどお願い申し上げます。

○協議事項（平成 25 年度予算概算要求）について

(山田全国知事会会長) 平成 25 年度予算編成であるが、先ほど申し上げたように、地方においてはかなり厳しい状況が生まれてきている。中小企業の先行き不安や、雇用については、去年に引き続いて新卒者はなかなか内定が決まらない状況が生まれてきており、多くの不安感が漂っているところである。

そうした中、地方も全力を尽くしていきたいと思っているが、そのためには、まず予算においては、1 点は交付税の総額確保である。これは野田総理を始め、民主党政権においては大変御配慮いただいているが、これで我々は一息をついている面がある。交付税については、総額確保をお願い

申し上げたい。

もう一つは、一括交付金である。民主党政権の本当に大きな成果であると思うが、この一括交付金について、実は今は 10%のシーリングがそのままかかった形になっていて、重点枠の配分についても大変冷たい状況であると聞いている。このまま 10%一括交付金がカットされてしまうと、地方の切り捨てという雰囲気になってしまうので、是非とも重点枠を含めて、一括交付金について所要額の確保をお願いしたい。

経済関係であるが、実はこの間、地域の雇用を支えてきたのは、雇用の基金である。この基金が今年度で無くなるということであるが、これは毎年 20 万人近い雇用を生み出してきた、地域にとって大変大きな糧となってきたものである。恒久対策についてもお考えいただいているわけであるが、急な展開になると、地域において混乱が生じかねない。是非とも延長、継続について取り計らいをお願いしたい。

この他、中小企業対策や特区を活用した成長戦略など、これから平成 25 年度に向かって地域が希望を持てるような施策を盛り込んでいただきたい。加えて、昨今、生活保護が戦後最多を更新している。それだけに生活就労の一体支援ということが重要になってくるので、この施策についても、地域が柔軟に実施できる仕組みの構築について、是非とも配慮いただきたい。

また、中小企業金融円滑化法が終わるということになっているが、これが中小企業にとって大変な救いの神であったわけであるので、どうか中小企業が苦しくなる時期において、金融面においても配慮いただきたい。

(森全国市長会会長) 平成 25 年度予算概算要求について、全国市長会から申し上げたい。

地方交付税の確保については、山田全国知事会会長と全く同じであるが、平成 22 年度で 1.1 兆円、平成 23 年度で 0.5 兆円、平成 24 年度で 0.1 兆円と、3 年連続で増額確保していただいた。厚く御礼を申し上げたい。

平成 25 年度の地方交付税についても、これまで同様に増額確保に向けて、樽床総務・内閣府特命担当大臣（地域主権推進）の御尽力をお願いしたい。

税制改正について、自動車重量税、いわゆる車体課税は、市町村の貴重な財源である。国策としていろいろ論じるということではなくて、少なくとも代替財源を講じることなく、市町村に配分される貴重な財源を一方的に奪うということは絶対に受け入れられない。

償却資産課税は、都市自治体の行政サービスを支えている極めて重要な税源である。償却資産に対する固定資産税のうち、機械及び装置の新規設備投資分の非課税及び長期保有分の段階的廃止についての要望があると伺っているが、廃止の場合は年額 6,000 億円近い減収の見込みがある。これ

は市町村の極めて重要な財源であるので、是非とも現行制度を堅持していただきたい。

また、ゴルフ場利用税について、ゴルフ場へのアクセス等の周辺道路整備や雨水等による流出土砂の整理等、もろもろ受益者負担の原則に合致した税であるので、これについても是非とも現行制度を維持していただきたい。

(藤原全国町村会会長) 町村の実情等を踏まえて発言をさせていただく。

始めに、日本再生戦略の重点分野とされた農林漁業の予算に関してであるが、「農山漁村の再生・活性化に資するきめ細かい施策」や、「農業の新規参入者に対する年間 150 万円の支援を林業・漁業に拡充するなどの新たな施策」は、いずれも地域の再生を願う町村の期待が非常に大きいので、是非実現をしていただきたい。

また、先ほど山田会長と森会長も申し上げたが、地方交付税は財政基盤が脆弱な町村にとっては命綱である。是非地方交付税を復元・増額し、また安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額を確実に確保していただきたい。

なお、この度の交付税配分の先送りは、非常に深刻な影響を及ぼしている。極めて遺憾であり、政府として適切な対応を早急に図っていただきたい。

最後に、森会長も言われたが、自動車取得税や自動車重量税については、是非現行制度を堅持していただき、また、地球温暖化対策のための税の用途を森林吸収源対策に拡大するとともに、地方の税財源を確保する仕組みを構築していただきたいということが町村の最も強い意見であると受け止めていただきたい。

(喜多全国都道府県議会議長会副会長) 議会の方を代表して、簡単に 2 点申し上げる。

お話があった地方交付税については、地方の財政需要を適切に積み上げた上での額の確保ということをしつかりと意識してやっていただきたい。

最後、2 点目であるが、私どもの先月の定例総会でも新たに 3 件採択をした。震災復興と震災対策、関連施策について、しっかりと政府にも御要望を申し上げたところであるので、御対応いただきたい。この旨、2 点を申し上げさせていただきたい。

(樽床総務大臣・内閣府特命担当大臣(地域主権推進)) 皆様方のお気持ちに対して、今までも頑張ってきているが、これからも更に頑張っていきたいと思っている。

個別のことについては、時間の関係もあるので、今この場で言及はしな

いが、思いをしっかりと受け止めながら、年末まで頑張っていきたいと決意を申し上げさせていただく。

○協議事項（地域主権推進大綱）について

（樽床総務大臣・内閣府特命担当大臣（地域主権推進）） お手元の資料2-1を見ていただければと思う。

資料2-2が素案の文章である。資料2-1がその概要である。

皆様方におかれては、今、この場で一つ一つ御説明をする必要もないと思っているが、政治の道に入ってから一貫して地域主権は私自身にとっても最大のテーマであり、野田政権、また民主党政権においても一丁目一番地の政策ということであるから、全力でこの大綱をまとめていきたいと考えている。

この度の大綱には、まず何点かだけ申し上げさせていただくと、義務付け・枠付けの4次見直し、更なる権限移譲の推進といったことを記述したい。また、出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を実現するための法案提出の努力をしていきたいということを盛り込ませていただいている。

また、地域自主戦略交付金については、所要額の確保、また地方の皆様
の意見を聞きながら制度の推進を図るということとしている。

こうした取組を通じて、地域主権の確立を更に進めていきたいと、大綱については年内にしっかりと取りまとめをしていきたいと考えている。後は忌憚たんのない御意見を賜りたい。

（森全国市長会会長） 出先機関の改革について、素案の中で出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を実現するための法案を基礎自治体等関係団体の理解を得るための取組等も進めつつ、国会に提出するとあるが、これについては、私ども市長会の中で極めて強い反対の意見がある。

特に重視していただきたいのは、大規模災害を経験した東北市長会において、この出先機関の移譲については反対の決議をしている。私は、東北市長会が広域災害等において、今の案の広域連合では対応できないことから反対しているということを非常に重く見ている。これについては、是非とも考えていただきたい。

もう一つは、そもそも国と地方の業務分担の在り方というのは、法律で定めるべきであると考えている。今、個別法でも全て法律で定めてあると思うが、移譲対象とする事務・権限が全体の3分の1程度にとどまっており、具体的な財源措置の在り方や出先機関ごとに異なる管轄区域の整理が

できていない。例えば福井県は今、近畿地方整備局の管内になっているが、これは一体どうなるのかといったことも整理ができていない中で、やはり法令上明らかにした上での提案であるべきであると思っている。

それから、いろいろな意味で私どもの意見に御配慮いただいた点は感謝申し上げますが、そこからまた新たな問題が出ている。例えば配分権とか予算権を国に残すという御説明が先週あったが、そうであれば、一体広域連合は何をやるのか。4階建てになるだけではないかという意見も非常に強くある。こうした意見を踏まえると、地域主権推進大綱（素案）の6ページにおいては「理解を得るための取組等も進めつつ」ではなくて、是非「理解を得た上で」としていただきたいと私は考えている。それをなしに拙速に進めた場合は、私は会長として取りまとめる立場にあるが、非常に強い反発が出て、反対せざるを得ない状況になるということだけは申し上げておきたい。

（山田全国知事会会長） この細かい問題について、樽床大臣を始め、政府の皆様の大変な努力に心から感謝申し上げたい。

私どもは、地域主権、地方分権という立場から、出先機関の権限の移譲を求めてきた。しかし、それは今お話があったように、市町村の方から大変懸念が出てきたところである。

こうした中、法案の修正が非常に進んで、正直言って、内容的にはかなり変化したと思っている。つまり、今までは出先機関を都道府県の広域連合へ移譲するという形であったわけであるが、どちらかというところ、今の案からすると、国、都道府県、市町村が力を合わせて地域の整備に取り組もうという方向に変わってきたのではないか。

例えば広域災害においては、これは常勤の職をきちんと広域連合の中に置いて、そこに対して各省からの指示権というものが残されていて、正に今のままの形で動けるようになってきた。そして、市町村の皆様の懸念を踏まえて、市町村の意見反映というものが連合の方にもできるようになってきた。こうした点の一つ一つからすると、今の形よりも地域、都道府県、市町村、国が力を合わせて行動できる体制ができつつあるのではないか。こうした変化について、実はこの前も私が知事を務める京都において、市町村長の皆様に御説明を申し上げたが、なかなかまだ伝わっていない現状がある。是非ともこうした政府の御努力について、更に市町村の皆様に対して説明いただき、御理解を得るようお願いを申し上げたい。その中において国と都道府県、市町村がしっかりと力を合わせて地域整備に取り組める地域主権体制の確立に御尽力いただくようお願い申し上げたい。

（藤原全国町村会会長） 町村の実情から言うと、まず、国の出先機関改革

について、東日本大震災を踏まえて、災害時の危機管理体制が現実に機能するかということ町村長は非常に心配している。特に手挙げ方式というのは、1つの国の中で特定広域連合が担う地域と、引き続き国が担う地域が混在することで、国として一枚岩で取り組んできた今までの強力な体制が維持できるのかということが非常に心配で、その検証が必要ではないかと考える。

また、特定広域連合内のインフラ整備等の利害調整がうまくいくのか疑問が残る。そういう中で、拙速に進めることには反対と言わざるを得ないのが現状である。

したがって、推進大綱にある「基礎自治体の理解を得るための取組」について、まず丁寧に行い、町村長の理解と納得を十分得て頂きたいということが我々の考え方であるので、是非御理解をお願いします。

(岡田副総理・内閣府特命担当大臣(行政刷新)) 所管外であるが、今のお話を聞いていて、やはり国も努力しなければいけないが、国に向けてそれぞれ県、市町村が言っていただくだけではなくて、地方の中で県と市町村なり、その議論をやっていただく必要もあるのではないかと考えている。それは全部国で調整しろと言っても、お互いに納得していただかないと進めないで、3会長揃っており、議会の代表もいるので、是非そういうこともお願いできればと思う。

(喜多全国都道府県議会議長会副会長) 歴史を見ると、大都市制度などについては、新しくて古い話である。東京都が市を無くして東京都に一本化したということも、やはり帝都防衛というか、昭和19年ぐらいの話であるから、そういった意味では、そういう非常時のところでガバナンスをしっかりとしないではいけないということで、緊急避難から今日の東京都ということになっているのだろう。広域連合のいいところ、悪いところなど様々あるが、模索しながら進めていく必要がある。北海道が初めて道州制を提案した時に、反応した他の区域は雲仙普賢岳である。1つの山での災害に多くの県が対応して、その連携をどうするのだという話になった。そうだとすれば、小さい面積のところについて県の区域を変更して、合併して、道州制ということもあり得るかということなどの様々な議論の積み上げや、様々なこれまでの取組などがある中で、やはりまだまだ考えていかなくてはならないことはあるのだろうと思っている。その基本は国と地方、地方の中でも都道府県と基礎自治体である市町村の役割、広域をつかさどる都道府県の役割、そして国の役割、それらをしっかりと何を担うのかということところを住み分けするところから議論は始まるのだろうなど、そういう議論はいろいろと吹っかけては来たつもりではある。

もっと大きな、地方でも少し考えるべきところはあるのではないかと岡田副総理・内閣府特命担当大臣（行政刷新）もおっしゃった。そのとおりである。しかし、これは州法を持たない道州制なのか、州法を持つ道州制なのかも含めて、基本的なところを考えて、しっかりと議論していくという流れを国の主導の下でしっかり作っていただければと思う。

最後であるが、これまでの地方分権の流れについては、いろいろと国の取組は道半ばであるとは言いながらも、この協議の場の法制化や、あるいは2次にわたる一括法による義務付けの見直しなど、これまでの取組に心から感謝を申し上げたい。

（森全国市長会会長） 誤解のないように申し上げておくと、国と地方との関係というものは非常に基本的な事項であって、出先機関を廃止することが目的ではないと思う。都道府県と市町村の関係を言う前に、国と地方との役割分担をきっちり議論する必要があると申し上げているわけで、現状では、例えば移譲対象とする事務が3分の1しか決まっておらず、それを法律で決めないという仕組みになっているのがおかしいと言っているわけである。本来は、それを決めなければいけない。それで国と地方が決まってから、都道府県と市町村でいろいろ話をするのは分かるが、まずは国と地方の関係をきちんと法律で決めるべきであるということが私の意見である。御理解たまわれればと思う。

（樽床総務大臣・内閣府特命担当大臣（地域主権推進）） どうもありがとうございました。

この大綱については、基本的に出先の問題と道州制を含めた自治体間連携の話にかなり集約されていくだろうという認識を持っている。

他の部分については、現政権の努力をそれなりに御評価いただいているものと解釈をして、何とかこの大綱を年内にしっかり取りまとめに向けて進めていきたいと思っているので、よろしく願います。

（藤原全国町村会会長） 大綱の中の、道州制についてはいかがか。

（高橋全国町村会議長会会長） 藤原全国町村会会長も道州制には多分反対の意見であると思う。

我々、町村会議長会は住民自治の推進に逆行する道州制については、一貫して反対であると申し上げてきた。この地域主権推進大綱では、まずこれまで取り組んできた改革を達成することに全力を注ぐべきであり、道州制の議論の前になすべきことはたくさんある。ここで道州制について記載されることは大変疑問を感じているので、よろしく願います。

（樽床総務大臣・内閣府特命担当大臣（地域主権推進）） 道州制について様々な議論があることは承知している。要は、これまで道州制というもの

は、その単語が地域主権を進める1つの標語のような扱いを受けてきた。しかし、現実道州制から皆様がいろいろなイメージを持たれている。そのイメージは統一されていない。「道州制」という言葉から想像するイメージがみんな違う。全員違うわけではないが、かなり異なる場合がある。これをきちんと整理しないと、この議論は前に進まない。そういう思いも含めて、このような記述の仕方をさせていただいているということで御理解いただければ誠にありがたいと思っている。

○協議事項（地方公務員制度改革）について

（樽床総務大臣・内閣府特命担当大臣（地域主権推進）） もう一つ、厳しい御意見を頂くこととなると思うが、地方公務員制度改革について、御説明をさせていただきたいと思う。

提出させていただいている資料は、資料3-1、資料3-2、資料3-3である。

まず、資料3-3は「地方公務員制度改革について（素案）」であり、5月11日に公表したものである。

これは、既に御覧になっていることだろうと思うので、詳しい説明は控えるが、協約締結権を付与することを基本に、地方公務員制度としての特性にも留意した内容としている。これについて、様々な御意見が寄せられていることや様々な不安の声も聞かれることも理解をしている。

次に、資料3-2を御覧いただきたい。新たな制度について、より理解いただけるようチャートにさせていただいている。

国家公務員の制度とは異なり、第三者機関である人事委員会は引き続き存続して、現在と同様に、民間給与などの実態調査を引き続き実施、公表するというのが一番上の四角である。

秩序ある交渉を確保するために、予備交渉の実施を義務付けるということになる。

労使関係の透明性を向上するため、団体交渉の概要や団体協約をインターネットなどによって公表することを新たに義務付けるということが3つ目の四角である。

また、公務の停滞防止の観点から、団体交渉がまとまらない場合でも、首長の請求によって仲裁が開始できることとしている。

新たな制度においても、勤務条件に関する条例を改正する場合には、最終的には議会の議決が必要であって、そのために住民・議会の理解が得られるような協約でなければ成立しないだろうと考えている。私としては、

国家公務員と同様に地方公務員についても新しい労使関係制度を措置することが必要と考えており、皆様におかれては、是非御理解いただきたい。

(山田全国知事会会長) この件については、地方六団体が一致して資料4ということで、事前にペーパーを出させていただいているところである。その内容を簡潔に申し上げると、これはまだ全然議論ができていないのではないかということがまず1点である。私どもも実はいろいろな問題点を指摘してきた。公務員というものは身分保障を受けている。その公務員に協約締結権を付与することは、民間に比べて明らかに公務員優遇にはならないか。

それから、協約締結権を付与すると、東日本大震災を含めて日本再生のために努力している時に、行政コストがこの交渉のために増大するのは明らかであって、地域行政サービスへの影響も出てくるのではないかと思う。ましてや消防職員について、ここで団結権の問題が出てくるというのは少しどうであろうかと思っている。

給与決定権についても、国による指導をずっと受けてきた。今でも交付税で、ある面では限定をされ、地域手当等で問題があれば、特別交付税では罰則的に減額をされるという中で、協約締結権と言われても、うなづいてしまわざるを得ない。

また、個別に見てもかなり問題があって、団体交渉の当事者として同一地方公共団体の職員以外の者が一定割合を占める労働組合も、小さいものでも認証されてしまうことになるので、例えば我々防衛の面もいろいろなものを担っているが、本当に大丈夫なのかということ強く懸念している。

それから、これは人事院からも指摘されているわけであるが、元々市場メカニズムが働かない中で、公務員の賃金水準が力関係のような中で決まる話になってしまうとどうなのであるか。こうした問題について、もっと議論を深めるためにも、私どもは是非とも国と地方の協議の場に分科会を設置して、しっかりとした議論を展開して、その過程を国民の皆様にも明らかにしていく中でやっていかなければならないと思っている。

私どもは、労使の使という立場でもあるが、それだけに国民の皆様にも内容を明らかにして、理解を得る努力をしなければ、到底今の段階では説明できるものではないと思っている。最後に書いてあるように、現在、政府において検討されている地方公務員の新たな労使関係制度の法案化については、このような状態では反対せざるを得ないということで、これは地方六団体のまとめた意見として提出させていただきたい。

(森全国市長会会長) 地方六団体がまとめているので、今、山田会長の説明でおおむね尽きるわけであるが、多少補足すると、特に消防職員については、現場の状況を説明すると、消防団と非常に密接な関係がある。消防

団の皆様と消防職員というものは切っても切れない関係で地域の安全を守っている。その消防団が今回の東日本大震災でも大変な犠牲者を出しているわけであるが、ほとんどボランティアというか、本当に地域の皆様の安全に対する熱意で支えられている消防団というものがあって、その皆様から見た時に、消防職員の団結権というのはどのように写るかということをお私は非常に危惧している。長岡市程度の規模であると、非常に消防団と消防職員が一体的にやっているということが日常あるわけである。そういった面でも、一つ納得がいかないというものである。労働組合の認証要件について、同一の地方公共団体に属する職員が全ての組合員の過半数を占めることとされているわけであるが、それぞれの自治体においては、自立的に勤務条件を決定している仕組みに変更するという目的を掲げている中で、当該団体の職員以外のものを含めようとしているのかということとは理解しがたい面がある。私からの補足は以上である。

(藤原全国町村会会長) 町村になると、もっと小規模になってくる。今まで機会があるごとに政府に対してはいろいろな問題点を言ってきたところであるが、私ども町村長は労使慣行を尊重して、組合と妥結事項に関しては、これを誠実に実行してきている。労使間で安定した良好な関係が保たれていると考えているので、なぜ今、協約締結権の付与が必要なのかということには非常に疑念を持っている。

また、国と異なる地方の特性や多様性を考慮せず、国家公務員制度改革案の内容をそのまま地方公務員制度に導入するという事に違和感がある。

さらに、地方公務員の給与は住民に納得してもらおうというのが絶対的に不可欠な条件であるので、これまでその根拠としていた人事院勧告に代わる民間企業水準の妥当性を説明するための仕組みを検討しているが、未だその仕組みが明確に示されていないということが問題であり、まだ町村長はイメージが湧いてこない。

加えて、消防職員の団結権であるが、森会長が言われたように、消防団活動と非常に密接な関係があり、住民の生命、財産を守るという職務の特性が全く考慮されていないことから、消防団員との信頼関係や協力関係に支障が生じることが危惧される。

こうした根本的な懸念をほとんどの町村長が抱いており、今回の地方公務員制度改革については、このままでは、それこそ反対せざるを得ない状況である。

(喜多全国都道府県議会議長会副会長) それでは、重複を避けて、議会の立場から一言申し上げさせていただきます。

改正案では、人事委員会の勧告制度を廃止しても、地方の場合は国の国

家公務員と違い、現在と同様の客観性、合理性を担保するという民間給与等の実態調査把握の具体的な内容は示されていない。

やはり、これまでの流れは国も地方もそうであったが、民間給与等の実態調査の精度を高めるべきだという流れである。もっと幅広く調査しろという流れである。そういう中であってやはり危惧する。参考にして交渉で決めろということになっているが、議会の立場としては、そういった中で仮に首長が団体協約を締結した上で、条例案を議会に提出してきたとしても、住民からの様々な厳しい目や、我々の議論の中でやはり条例案を例えば否決せざるを得ない可能性もあると予想している。

最終的に議会が給与水準を判断するに当たっては、住民に対する説明責任はしっかり求められるわけであるから、やはり現行の人事委員会勧告に準じたような客観的な、合理的な判断素材も必要だと思う。様々な問題があるということで、当事者である我々が制度変更の必要性を理解できない新たな労使関係制度の法案化については、現時点では反対と言わざるを得ない。

(関谷全国市議会議長会会長) 大体内容的には同じであるが、地方公務員制度改革については、住民の批判を大いに招くおそれがあるので、十分地方と協議をしながら、この問題については慎重に進めていただきたいということが私どもの意見である。

(高橋全国町村議会議長会会長) 最後であるが、議会の立場としても、これだけ多くの問題点、また疑問点の指摘がなされて、地方の理解が得られない中での法案化は大変疑問を感じ、反対である。

また、先ほど山田会長が申されたとおり、分科会等をつくり、そしてまた地方と十分に議論をし、制度設計をしっかりと行って、地方の理解を十分に得たものとしていただきたいと思う。

(稲見内閣府大臣政務官) 一通り地方六団体の方から御意見を頂いた。

それでは、樽床大臣の方からよろしく願います。

(樽床総務大臣・内閣府特命担当大臣(地域主権推進)) 厳しくも暖かい御意見を頂いて、本当にありがたい。

この問題については、様々な御心配、また反対がたくさんあることは、十分に認識をしている。認識をしているが、私どもがこれまでこの改革の必要性を色々申し上げてきたので、大体我々の考え方や意見の趣旨は理解されているだろうと思っている。

逆に、懸念や心配があっても、それを乗り越えることができれば、更により良い労使関係も作ることもできるという前向きな発想で何とか御理解をいただけないものかという思いで今、取り組ませていただいている。

一つ一つ皆様方の御懸念に対して、これはああだ、あれはこうだという反論じみたことを申し上げるつもりもないし、実際にそのような御懸念をお持ちであるということが現実であるから、その現実を現実として踏まえながら、どれだけ御理解を頂けるように我々が頑張ることができるかということしかないのではないかと、私に意見を求められれば、現時点ではそのように申し上げるしかないと思っている。

(藤原全国町村会会長) 話を戻すが、道州制の問題である。本当に町村は心配している。

どうして心配しているかというのは、非常に素直な考え方で、新たな集権体制を生み出すのではないかと考えるからである。また、大都市圏へ更なる集中を招き、地域間格差がもっと出てくるのではないかと考える。道州と住民の距離が遠くなり、住民自治が埋没、崩壊する可能性がある。市町村の再編を強制することにもなるということであって、道州制に関する推進大綱の記述は受け入れがたい。是非、御理解をお願いしたい。全国町村会では過去に、反対の機関決定をしており、納得をし得ないので、特に強調しておきたい。

(樽床総務大臣・内閣府特命担当大臣(地域主権推進)) ここで討論というか、お互いに議会からいろいろおしかりを頂くようになっているが、そういうことではなくて、意見交換ということで説明をさせていただく。

素案の11ページの一番下が「第8 自治体間連携等(道州制を含む)」ということになっていて、先ほど私が申し上げたように、今後の課題と進め方の下の3行であるが、「いわゆる「道州制」としている。だから、道州制というものについて、藤原会長の持たれるイメージの道州制、また、町村会の皆様がお持ちになっているイメージと、ひょっとすると別の方が持つておられるイメージが違うかもしれない。であるから「道州制」という単語、これを単語と見たわけであるが、この単語で皆様が連想されるイメージが異なるという認識に立っている。であるから、異なるその単語から皆様が違うイメージを持つものをそのまま放っておいて、それを議論していくと、議論が混乱するだけではないかと認識している。様々な議論がなされている中で、いろいろ幅広い意見交換も行いつつ、その検討も射程に入れる。だから、必ずしも道州制をやるとかやらないとかということではなくて、もう一度議論を整理しないといけない。この道州制すなわち地域主権であって、道州制に反対だということは、すなわち地域主権に反対だというイメージが今なお日本の中には根強く一部にある。極論すると、経済界の中にもある。大きな経済界の中にもまだ存在している。であるから、そういう議論の整理が必要ではないかということをごに書かせていただいているということである。

(岡田副総理・内閣府特命担当大臣(行政刷新)) これはやはり根本にあるのは補完性の原則である。藤原会長の御心配は分かるが、まず基礎自治体でどこまでできるかと、どこまでやるかということがあって、それは今の県との関係である。それがあって、基礎自治体で賄えないものを県なり道州でやるということである。それで賄えないものを国がやるということであるから、そういう意味でも、ここも基礎自治体、これは市と町村で、あるいは違うのかもしれないが、どこまでできるかというところの議論を詰めないと、実質的にはなかなかまとめることはできないという問題でもあるのではないかと思う。

(樽床総務大臣・内閣府特命担当大臣(地域主権推進)) 今の岡田副総理のお考えも、我が党の考えのベースである。この資料2-2の最初のパラグラフは、その補完性の原則ということ的前提にして、国と地方が適切に役割を分担する、基礎自治体を重視していく、地域に住む人が責任を持って決めるという基本的な考え方を最初に書かせていただいて、これに基づいて全てのことを考えていきたいという大綱になっているということである。

(藤原全国町村会会長) 「検討の射程に入れていく」ということの検討と射程の表現がどうしても幅広い。

(稲見内閣府大臣政務官) そうしたら、その表現は、また政府のほうで考えて、一度検討してみたいと思っている。

地方公務員制度については、地方六団体から反対という文書をまとめていただいているので、大変重い議論だと思っている。その上で様々な意見もあったので、この件の取扱いについて、藤村内閣官房長官から御発言をいただきたい。

(藤村内閣官房長官) 今、官房長官と御指名があったので、政府として考え方を述べたい。国家公務員改革関連法案は国会に提出してもう一年半が経つが、まだ議論が途中である。地方公務員についても、制度改革に係る法案を国会に提出する必要があると考えている。その準備は進めさせていただきたいと思う。しかし、これは出先機関や今の道州制の議論と違って、地方六団体でしっかりと議論がされて、一致して意見書が出ている。ここは法定された国と地方の協議機関であるので、きちんと議事録が作られて、そしてこの議事録は国会にもきちんと提出をされる。少し樽床総務大臣の立場で、地方の皆様にも更に何か今日までと違うものが出せるのか、出せないのか検討いただきながら、できる限り11月末までのこの国会に出すという準備は政府として、官房長官の立場ではさせていただきたいと思っている。樽床大臣は担当大臣として地方六団体の皆様としっかりと残りの時間

詰めていただきたいというのが今日の最終的なお願いである。

(樽床総務大臣・内閣府特命担当大臣(地域主権推進)) 頑張りたい。

(関谷全国市議会議長会会長) 少し場違いで申し訳ないが、もう十分御努力をしていただいたのは分かっているが、この国と地方の協議の場を開催するに当たって、1日でも早く事前に資料等を頂いて、内部協議をして、機関決定の形で臨ませていただきたいという意見が多くあったので、努力していただいているのは重々分かっているが、今後ともひとつよろしくお願ひする。

(稲見内閣府大臣政務官) なかなか日程のことも含めて、ぎりぎりの御案内になっているので、できるだけ受け止めて改善をしていきたいと思う。

(山田全国知事会会長) 時間がまだ少しあるみたいなので、一言だけ申し上げたいのは、交付税の執行抑制の件である。

実は、1回目の交付税執行抑制の時には、この国と地方の協議の場でお話があって、私どもからは、都道府県は我慢するので、弱い立場にある市町村については配慮いただきたい、そして利子については何とかしていただきたいということを申し上げて、それについて本当に配慮をしていただいた。

しかしながら、2度目の執行抑制についてはそうした手続など一切なく行われているし、その中でかなり国と地方の間で差をつけた取扱いをされたのではないかと考えている。

例えば地方交付税は御存じのように、義務的な人件費も入っているものであるし、義務的な経費に充てられるのがほとんどである。しかしながら、国の場合には、給与等については旅費と事務費の抑制措置がかかっただけであって、また、民間に対しては、政策的裁量の余地のある補助金について執行抑制がかかっただけである。そうした面で国と地方の間で少し取扱いが違っているのではないか。また、国のほうは短期証券の借入れができないということをお話されたわけであるが、これは実は地方も法律的には同じ構造になっていて、国ができなければ、地方も短期の借入れというのは難しいというのが本来の立場である。

そうした中で、もう少し事前にお話をいただいて、地方としても意見を申し上げる中で、執行抑制についても、これは無い袖を振れないことはよく分かるので、お話ができたらありがたいと思っており、その点についてはまたお考えいただきたい。

(樽床総務大臣・内閣府特命担当大臣(地域主権推進)) なお私の方から、現状と過去のこれまでの経緯を簡単に申し上げさせていただく。

今、山田会長からお話があったように、9月の段階での合意に基づいて

なされた措置については、御存じのとおりである。

11月2日に、通常であれば11月分を交付するという慣例になっていた。その時に、9月分を9、10、11の3カ月にひと月ずつ割った都道府県分は、それは3カ月の約束であるから、そのまま交付をさせていただいた。11月2日に都道府県に行ったのは、11月の分ではなくて、9月分の残りが行ったということになっている。11月2日の段階で都道府県も市町村も全て分割するか、一括するか、一括だったか別にして、9月分が11月2日に全部交付させていただいたということになっていて、11月2日に慣例で交付していた11月にお配りをするものについては、誠に勝手なことで申し訳ないが、11月に配付するということが決まりであるので、慣例で11月2日だったが、2日の段階でまだ特例公債が通っていないので、今それが慣例の2日から遅れているという現状である。

何とか今日衆議院で審議に入ったので、何とかこの11月中に通常の11月分を全ての自治体に交付できるように全力で取り組んでいきたいと思っている。

なお、9月分について都道府県がいろいろ駆り出されたり、努力されたことについての利子に対する責任は国で追わなければならないと思っているが、11月分については、まだ検討中ということである。

(藤村内閣官房長官) 本日は少し遅い時間であった。しかし、本当に熱心に御議論いただきありがたい。

今日の「国と地方の協議の場」では、「平成25年度予算概算要求について」、「地域主権推進大綱について」、これは様々な意見を頂いて、今後更に大綱を政府部内でまだ集めていくという取りまとめになるかと思う。

3つ目は「地方公務員制度改革について」、先ほど私が官房長官の立場ではお願いを申し上げたところで、樽床大臣にもう一頑張り、もう二頑張りもしていただかねばならない、こんな取りまとめである。

本日の協議内容について、政府として検討していきたいと考えているが、今後とも国と地方の協議の場の会議がより充実したものになるよう、何とぞ皆様の御協力をどうぞよろしく願います。

(以上)